

北海道教育委員会教育長告示第82号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

令和5年12月18日

北海道教育委員会教育長 倉本 博史

(教育委員会所管分その19)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
被災児童生徒就学支援等事業交付金 東日本大震災又は大規模災害により被災した幼児、児童又は生徒に対して、必要な援助を行った市町村の負担を支援することにより、教育機会の確保に資することを目的とする。								
被災児童生徒就学援助事業（東日本大震災）	市町村	学用品費等、学校給食費又はこれに代わる現物給付に係る経費、医療費	10分の10以内(千円未満を切り捨てた額。ただし、交付対象経費の限度額は、要保護児童生徒援助費補助金の各事業における予算単価等を踏まえ文部科学省が定める額に、当該市町村の対象者数を乗じて得た額とする。)	教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第46号様式 教育第47号様式	教育第25号様式 教育第27号様式 教育第46号様式 教育第47号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 北海道教育庁学校教育局義務教育課	教育長	交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。 書類は、市町村の所在地を所管する教育局長を経由すること。